

## 宍粟市都市計画マスタープラン検討委員会要綱

### (設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本の方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するにあたり、幅広く関係者等の意見を聴取するため、宍粟市都市計画マスタープラン検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する事項について必要な意見等を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市内関係団体の役員又は構成員
- (4) 公募による市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定の日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を掌理する。

3 委員会の会議は、委員の半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画担当課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。